

2次販売について（一部変更点あり）

1. 概要

名 称	卸団地プレミアム付商品券（以下、「商品券」という）
発行団体	協同組合 沼津卸商社センター（卸団地組合）
販売対象	組合加盟企業の従業員及び役員（雇用形態問わず）
販売金額	5,000 円（7,000 円分/500 円×14 枚）
販売限度	お1人様1冊限り
利用期間	～令和6年1月31日（水）
利用出来る店舗 （全33店舗）	<p>【食遊市場全店舗】（生鮮品・一般食品・菓子・飲料・パン・酒・花・日用雑貨他） ※敬称略 綾市商店/海野商店/大塚商店/大野商店/角三食品/かのや商店/こまつや/坂部のり/サスヨ海産/城間商店/ススム家/ 田中屋商店/とりうし精肉店/服部海苔店/花のコパヤシ/福智/ブーランジュール/松村商店/みぞた商店/ミートびあホ ートク/八百はら商店</p> <p>【小売店舗】（文具・雑貨・PC用品・靴・洋装品・カー用品他） インク卸団地店/OAナガシマ沼津卸団地店/カーケアセンター卸団地/河西/野口商店/booth Oroshidanchi/前田タオル</p> <p>【飲食店】（食堂・和食・喫茶・イタリアン他） 市場食堂 きくち/昔のとうふ屋さん 小の久/軽食・喫茶 銀サロン/大衆食堂 もどき/ロアジ</p>
申込方法	<p>各社毎の申込 各社毎取りまとめた購入希望者を申込フォーム（Excelシート）に入力後、組合事務局宛へ添付して送信 ※申込フォームは組合員専用ページよりダウンロードください。Excelが利用出来ない場合、組合事務局 までお問い合わせください。</p>
申込締切	令和5年11月30日（木） 無くなり次第終了
引換方法	会社毎購入代金を取りまとめ、代表者（担当者）による一括引換（現金精算のみ）
引換場所	卸団地組合事務局
引換期間	令和5年12月4日（月）～5年12月8日（金） 期間中の9：00～16：30まで

2. 購入申込、支払、商品券への引換までの流れ

- 組合ホームページ>組合員専用ページ>商品券ページから申込フォーム（Excelシート）をダウンロード
- 申込フォームに会社で取りまとめた購入希望者を入力⇒組合事務局（kumiai.yoyaku@gmail.com）宛へ添付して送信
- 組合事務局から購入者リストと商品券引換証を発行
- 各社代表者は購入者リストが従業員であることを確認し、代表者又は担当者が取りまとめた購入代金と引換証を持参して事務局にて引換

3. 利用時の注意事項

- 利用期間（令和5年11月1日～令和6年1月31日）以外で商品券は利用出来ない。
- 商品券利用時に、額面以下の利用であっても釣銭を受け取ることは出来ない。
- 商品券の返金、換金、譲渡、転売することは出来ない。
- 一度に利用できる商品券の上限は**14,000円**とする。（一人当たりの最大販売額）
- 商品券の盗難、紛失、その他事故に対する補償は出来ない。
- 商品券の軽微な破損はそのまま取り扱いとするが、商品券の取扱番号・商品券の2/3以上に欠損があった場合は利用出来ない。また、欠損があった場合の換金・交換をすることは出来ない。
- 本商品券は、次に掲げるものには利用出来ない。
 - 不動産や金融商品等の購入
 - たばこの購入
 - 金券、切手、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入や電子マネーのチャージ
 - 地代、家賃、投資、出資、債務返済、保険料、定期券購入、宝くじの購入等、一般的な「消費」とは認められないもの
 - 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む）
 - 宅配業者による代金引換、現金書留による商品券の收受、収納代行等、特定事業者以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
 - 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業者間取引
 - 組合にて販売する優待チケット、組合主催事業への参加費、駐車場利用料等その他組合事業にかかわるもの
 - 事業の趣旨に鑑み、組合が不適切と認めるもの
- 偽造（コピー）等の不正行為が発覚した場合、額面相当額を請求する。
- 購入した商品券は、営利目的で使用することは出来ない。
- 利用できる店舗は、変更となる場合がある。

【プレミアム付商品券詳細ページ】
 申込フォームはこちらから！
 URL: <https://n-oc.jp/page-1867/>

